

【決定的証拠】「小林製薬の標準品で、小林製薬の検体を試験した」

— 3文書により、プベルル酸断定の証拠連鎖が完全に崩壊 —

【核心】

小林製薬が提供した標準品（B1）で、
小林製薬が自主回収した検体を試験して、
プベルル酸と断定した。

独立した第三者による確認は、一切存在しない。

1. 本日到達の新証拠：大大保 8639 号（大阪市保健所）

文書番号	大大保 8639 号
発出日・到達日	令和8年3月30日（刑事告発状提出と同日）
発出者	大阪市保健所長 中山浩二

大阪市保健所は以下の2点を公文書で自認した。

- PA分析には関与していない（回答1・2）
- 使用検体は小林製薬が自主回収した物品（回答3）＝被疑者管理下の検体

- 「任意提供」＝食品衛生法第28条の収去手続きを経ていない
- 「自主回収品」＝小林製薬が管理・提供した物品
- 「考えられます」＝大阪市自身が確認できていない（chain of custody 断絶）
- 施行規則第37条の援用：収去検体の規定を収去なし検体に適用→論理的に不成立

2. 既存証拠：衛研発第0306002号（NIHS）の表2

NIHSへの情報公開請求（令和8年1月2日付）に対し開示された文書中の「表2 標品・単離品等の詳細」は、以下を示す。

Sample No.	提供元	内容・意義
------------	-----	-------

B1 プベルル酸単離品	小林製薬	PA 同定の標準品そのものが被疑者提供
B2 プベルル酸合成品	北里大学	唯一の独立標準品（受領は翌 3/31）
B3 化合物 Y 単離品	小林製薬	被疑者提供
B4 化合物 Z 単離品	小林製薬	被疑者提供
B5 モナコリン K(酸型)	小林製薬	被疑者提供
B6 モナコリン K(ラクトン型)	小林製薬	被疑者提供

【着目点】

B1（プベルル酸 単離品）の提供元：小林製薬 受領日：2024/3/30

NIHS が「プベルル酸」と同定する際に照合した標準品は、被疑者である小林製薬から入手したものである。独立した第三者機関が純度・構造を証明した標準品ではない。

3. 3 文書が形成する「完全な証拠崩壊」の構造

文書	証明内容	崩壊させる前提
大大保 8562 号	収去を行っていない（自認）	法定手続き（28 条）の不実施
大大保 8639 号	検体＝小林製薬自主回収品（自認）	Chain of custody 欠落
衛研発第 0306002 号 表 2	PA 標準品 B1＝小林製薬提供（開示）	同定の独立性・客観性ゼロ

この 3 文書はいずれも推論ではなく、行政機関自身が発出・開示した公文書である。外部の専門知識を要さず、文書を読むだけで「収去なき断定」が証明される。

4. 一般向け要約：なぜこれが問題か

【たとえ話】

健康被害を起こした疑いのある会社 A がある。
その会社 A が自ら「これが問題物質の標準品です」と検査機関に渡した。
検査機関は、その会社 A が自主回収した商品を検体として受け取り、
会社 A 提供の標準品と照合して「陽性」と発表した。

法定の収去手続きは行われていない。
独立した第三者が標準品の純度・構造を確認した記録もない。

行政はその結果だけを根拠に、無関係な 225 社の会社名を全国に公表した。

— これが本件で起きたことである。加害企業が証拠を支配し、
無関係な企業が被害を受けた。

5. 各訴訟・告発への影響

刑事告発（中山浩二・大阪市保健所）

大大保 8562 号+8639 号により、証拠構造が完結。上申書として補充提出予定。

刑事告発（齋藤嘉朗・NIHS）

PA 同定の標準品 B1 が小林製薬提供であることが開示文書で確定。独立した科学的根拠なく公文書に記載・行使した虚偽公文書作成・同行使罪（刑法 156・158 条）の証拠として直接機能する。

刑事告発（大坪寛子・厚労省）

chain of custody 欠落の試験結果を前提に 225 社名を公表した行為の違法性を直接補強。

お問い合わせ：株式会社薫製倶楽部

〒701-0303 岡山県都窪郡早島町前湯 611-1 TEL: 086-483-0602 E-mail: sales@kunsei.co.jp

代表取締役／薬剤師 森 雅昭 | Zenodo DOI: 10.5281/zenodo.18910491